

印旛利根川水防事務組合水防協議会条例

平成19年2月1日

印利水条例第6号

(設置)

第1条 印旛利根川水防事務組合の水防計画その他水防に関する重要な事項を調査又は審議するため、印旛利根川水防事務組合水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 印旛利根川水防事務組合の水防計画に関する調査又は審議

(2) 水防に関する重要な事項の調査又は審議

2 協議会は、前項に規定する調査又は審議のほか、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、印旛利根川水防事務組合管理者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(委員)

第5条 委員は、印旛利根川水防事務組合を組織する地方公共団体の長、千葉県印旛地域整備センター所長、千葉県印旛地域整備センター成田整備事務所長、国土交通省利根川下流河川事務所安食出張所長、佐倉警察署長、成田警察署長、印西警察署長、栄町消防団長及び印西市消防団長をもって充てるものとし、会長がこれを委嘱する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(費用弁償)

第7条 委員が会長の招集に応じたとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、次のとおりとする。

旅 費					
鉄道賃 及び 船 賃	航空賃	車賃 (1 日に つき)	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1 夜に つき)	食卓料 (1 夜に つき)
普通運賃	実費	3 7 円	2, 6 0 0 円	13, 1 0 0 円	2, 6 0 0 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印旛利根川水防事務組合水防協議会条例の廃止)

2 印旛利根川水防事務組合水防協議会条例（昭和39年印旛利根川水防事務組合条例第11号）は、廃止する。

附 則（平成22年印旛利根川水防事務組合条例第2号）

この条例は、平成22年7月8日から施行する。